

郡山市定期（Ｂ類疾病）予防接種実施要領

1 目的

この要領は予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に定められた予防接種の実施にあたり、必要事項を定めるものとする。

2 予防接種を行う疾病及びその対象者

- (1) 予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第3条に規定するインフルエンザ、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）、新型コロナウイルス感染症及び帯状疱疹とする。

なお、対象者については、関係法令及び予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」によるものとする。

- (2) 当該予防接種は個人の発病・重症化防止を目的に行うものであり、自らの意思で希望する者を対象とする。

3 実施期間

4月1日から翌年の3月31日までとする。

ただし、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の接種期日は、別に定める。

4 実施方法

接種にあたっては、関係法令及び予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」によることとする。

5 実施場所

原則として、医療機関で行う個別接種とする。

6 接種料金及び被接種者の自己負担額

接種料金については、一部自己負担額を医療機関で直接徴収する。

ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）により生活保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）により支援給付を受けている者は自己負担額を免除とする。

7 償還払い

- (1) 市内に住所を有する対象者がやむを得ない事情により、福島県外の医療機関で定期（Ｂ類疾病）予防接種を受けた場合は、当該予防接種を受けた対象者（以下「被接種者」という。）は当該病院又は医療機関に支払った当該予防接種の費用を市長に請求することができる。ただし、その費用は郡山市が郡山医師会と契約している委託料を限度とし、自己負担額を差し引いた額とする。
- (2) 前号の規定による請求をしようとする者は、定期予防接種費用請求書を市長に提出しなければならない。
- (3) 市長は、前号の請求書を受理した場合はその内容を審査し、適当と認めたときは請求者に当該請求に係る定期（Ｂ類疾病）予防接種の費用を支払うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 郡山市高齢者等インフルエンザ予防接種実施要領及び郡山市高齢者(23価)肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業実施要領は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要領による改正後の郡山市定期(B類疾病)予防接種実施要領6の(1)の規定は、高齢者等インフルエンザ予防接種にあっては平成26年10月9日以後に接種した高齢者等インフルエンザ予防接種に、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種にあっては施行日以後に接種した高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種にそれぞれ適用することとし、この要領の施行日前になされたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月9日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に実施した新型コロナウイルス感染症の予防接種については、適用しない。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。